

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るとは、その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

#### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画事業の事業計画の変更の認可

#### ◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

#### ◇ 雑 報

任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額

### 鳥取県告示第七十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
平井薬局	鳥取市元大工町四七の四	昭和五十二年二月十五日
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八〇ナカヤビ三階	三月二日
弓場医院	米子市旗ヶ崎二二一三	一日

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
平井 薬局	鳥取市元大工町四七の四	全国	昭和五十二年二月十五日
後藤齒科医院	鳥取市扇町五八 ナカヤビル三階	"	三月二日
弓場 医院	米子市旗ヶ崎二一三	"	一日

鳥取県告示第七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
朝 原 章 二	鳥国医第二、一四七号	昭和五十二年二月七日
大 野 耕 策	" 第二、一四八号	"

落 合 靖 男	第二、一四九号	"
水 上 雅 隆	" 第二、一五〇号	"

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年三月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

昭和五十二年二月二日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和五十二年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和五十二年二月九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(西今在家地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

変更前	昭和四十七年十二月一日から昭和五十二年三月三十一日まで
後	一 工区
更	昭和四十七年十二月一日から昭和五十三年三月三十一日まで
変	二 工区
	昭和四十七年十二月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

前	米子市青木字三崎谷平、字長窪田、字羽森峯及び字羽森の全部並びに字
更	榎ノ前、字丸山、字新宮、字上ノ谷、字中山、字城ヶ峯、字城下、字乘
変	越、字南宮塔、字宮塔、字上宮ノ峯及び字宮ノ峯の各一部

後	一工区 米子市青木字丸山、字三崎谷平、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乗越、字宮塔及び字宮ノ峯並びに永江の各一部
更	二工区 米子市青木字長窪田の全部、字榎ノ前、字丸山、字三崎谷平、字新宮、字上ノ谷、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乗越、字南宮塔及び字宮塔の各一部
変	

五 施行認可の年月日  
昭和四十七年十一月二十四日

六 事業年度

前	昭和四十七年度から昭和五十一年度まで
更	一工区 昭和四十七年度から昭和五十二年度まで
後	二工区 昭和四十七年度から昭和五十三年度まで
変	

七 公告の方法  
鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日  
昭和五十二年三月五日

鳥取県告示第七十六号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づ

き、昭和四十七年十二月鳥取県告示第八十五号米子境港都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称  
境港市

二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画公園事業 第三・三三号境中央公園

三 事業施行期間  
昭和四十七年十二月二十六日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十二年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十二年三月十五日(火) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
国際勝共連合鳥取県本部	後藤誠一	名取 健	鳥取市東町一丁目一五九	その他の政治団体
市橋春海後援会	市橋明人	市橋 奨	東伯郡東郷町小鹿谷八〇	"
鳥取県県住忠行後援会	米原 穰	高木文字	鳥取市丸山町二四八番地二二 鳥取県自動車会館内	"
土谷栄一鳥取県西部後援会	松本 豊	柴田 正	米子市明治町一五番地	"
土谷栄一鳥取県中部後援会	秋久 勲	牧田実夫	倉吉市大正町一〇七五	"
加藤進、川西基次後援会	伊谷周一	幅田浩正	鳥取市寺町無番地	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十二年三月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新旧
石賀一郎後援会	会計責任者の職務代行者	山下 照 石賀 一男

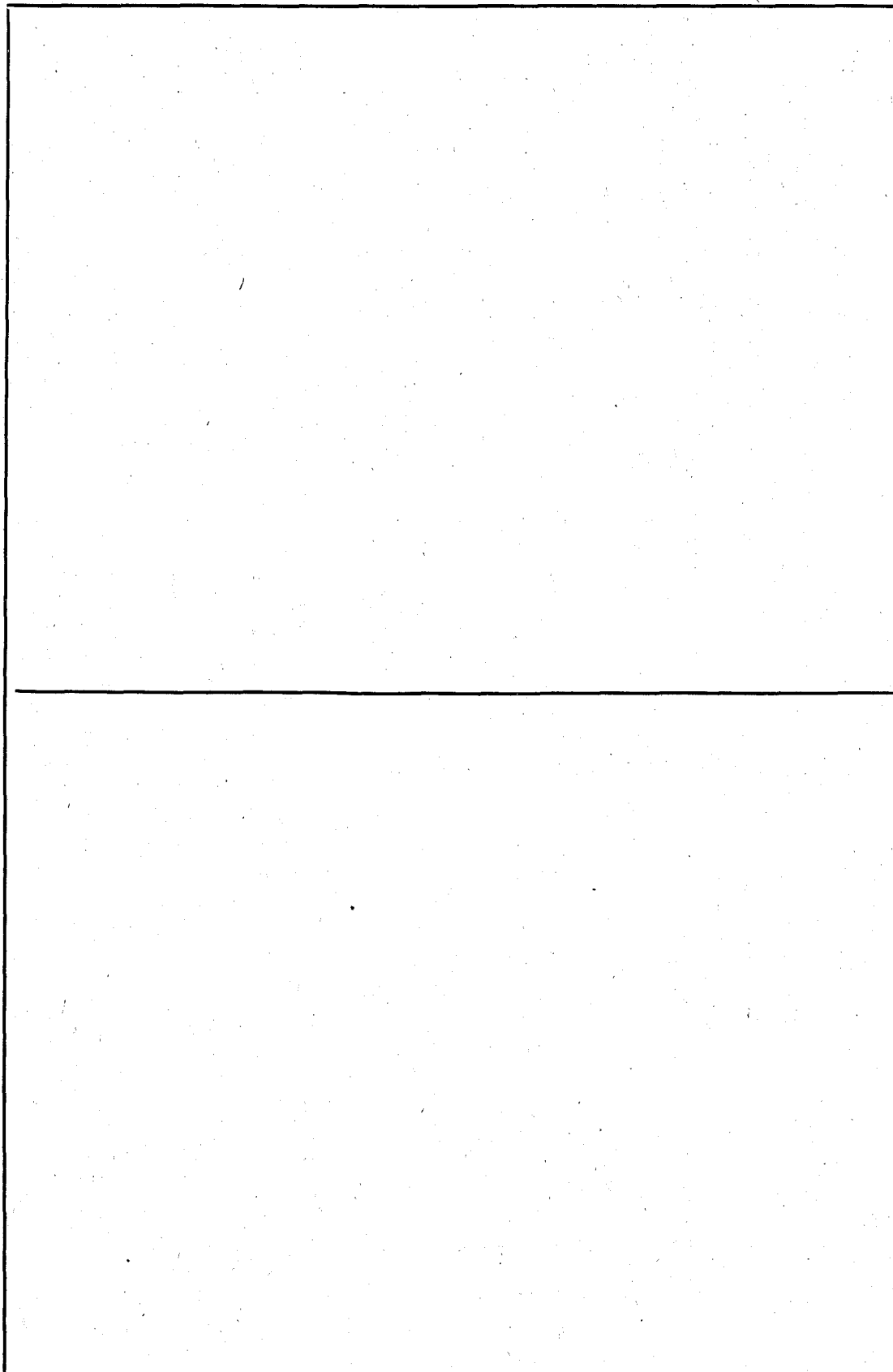
雑 報

任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料の額について

地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第47条の8第2項第2号に規定する額は、162,000円である。

昭和52年3月11日

地方職員共済組合理事長 斎藤 正夫



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部 購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】